

平成28年度文部科学省受託事業

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成施設での

職業教育分野別第三者評価モデル事業

事業成果報告書

平成29年3月

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

はじめに

文部科学省委託事業として、平成 26 年度は柔道整復師養成施設における第三者評価システムの概要策定、平成 27 年度はそのシステムに基づいて 3 校の専門学校第三者評価が、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構を主管として行われました。

平成 28 年度は当財団が主管となって、この第三者評価システムのトライアルを継続し、第三者評価の有用性を確立しました。また、平成 27 年度 3 校と平成 28 年度 2 校の第三者評価トライアルにより抽出された評価プロセスの課題を検討し、より充実した第三者評価が行えるように評価方法や評価体制、そのための評価者育成などについて、学校協会、職能団体、接骨医学会、研修試験財団の柔整関係 4 団体で協議し、提言を取りまとめることができました。

このたび、本年度の事業終了にあたり、事業成果を取りまとめ本書を刊行いたします。この報告書が柔道整復師養成施設における教育の質の保証・向上を図るための第三者評価システムの推進に寄与することができれば幸いです。

本事業の実施にあたり、モデル事業実施委員会および第三者評価委員会の委員の皆様方にはご多用のところ、ご指導・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、モデル事業の実施に際し、校務ご繁多のなかにもかかわらず、積極的にご参加いただいた北海道柔道整復専門学校および東京メディカル・スポーツ専門学校の理事長、校長先生をはじめ教職員の先生方、評価委員としてご尽力いただいた日本柔道整復師会、全国柔道整復学校協会、日本柔道整復接骨医学会、学校関係者の先生方に厚く御礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業
代表機関

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

代表理事 福島 統

目 次

はじめに

第1章 事業の概要	1
1 事業目的と内容	
2 事業の推進体制	
3 スケジュール	
4 事業の成果物	
第2章 柔道整復師養成施設における第三者評価モデル事業の実施	8
1 第三者評価モデル事業実施計画	
2 モデル事業に適用する第三者評価システム	
3 モデル事業の実施状況	
4 モデル事業の検証	
第3章 分野別第三者評価システムの概念設計（提言）	28
1 評価方法	
2 評価体制	
3 評価者育成	
第4章 まとめ	34
資料1：第三者評価モデル事業に関する資料	35
1 平成27年度第三者評価報告書	
①呉竹医療専門学校	
②信州医療福祉専門学校	
③東洋医療専門学校	
2 平成28年度第三者評価報告書	
①北海道柔道整復専門学校	
②東京メディカル・スポーツ専門学校	

3 評価委員研修における配布資料

柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業 外部評価者研修

①資料1 学校評価

②資料2 第三者評価基準 要求事項の理解

③資料3 第三者評価 確認と評価の手順

4 第三者評価に関する資料

①医師養成プログラムにおける学修成果と第三者評価

②柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業

③医師養成プログラムにおける第三者評価

資料2：第三者評価に対する自由意見集 309

— 評価委員および受審校より —

第1章 事業の概要

1 事業目的と内容

(1) 事業のテーマ

柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業

(2) 事業の目的

平成26年度文部科学省委託事業で柔道整復師養成分野第三者評価システムの概要を策定し、平成27年度委託事業で3校の専門学校の第三者評価を実施した。今年度はこの第三者評価のトライアルを継続し、第三者評価の有用性を確立する。また、本取組では、現行の第三者評価基準の見直しを行い、さらに、柔道整復師養成分野での職業別教育の質保証のあり方を学校協会、職能団体、接骨医学会、研修試験財団の柔整関係4団体と協議し、今後の職業教育質保証の体制についての合意形成を目指す。

(3) 事業の内容

柔道整復師養成教育の目的は、「患者安全」にある。現行の専門学校教育では、教育の質保証として卒業前に柔道整復研修試験財団が行う「認定実技審査」（柔道整復実技と柔道実技に対する実技試験）と、国家資格獲得のための「柔道整復師国家試験」しか行われていない。しかし、医療者としての適格性や生涯学習能力はこれらの試験では測ることができない。能力のある、「患者安全」を守ることでできる柔道整復師を養成できるのは、3年間学生を教育し続ける専門学校である。本取組は、専門学校教育の質向上には第三者評価が必要不可欠であることを柔道整復師養成施設に理解してもらうことを目的としている。本年度は昨年度の成果を基盤に、

- ①第三者評価トライアルを2校の柔道整復師養成施設で実施し、
- ②昨年度の3校の第三者評価トライアルも含め、5校の第三者評価結果を公開し、
- ③第三者評価の意味を全国93校の専門学校に周知するためのシンポジウムを開催し、
- ④この経験から、第三者評価システムの改善のために方策を抽出するとともに、
- ⑤委託事業の成果を公表し、
- ⑥柔道整復師養成分野での今後の質保証のための体制づくりを目指す、

ことを取組の目標とする。

2 事業の推進体制

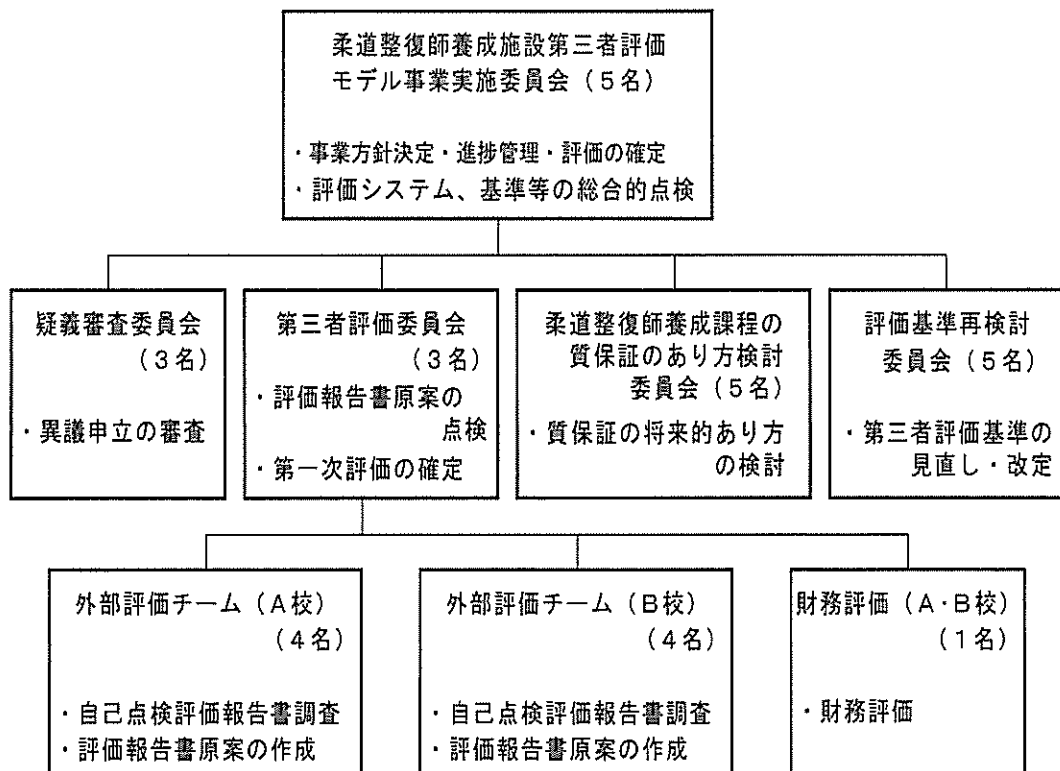
(1) コンソーシアムの構成

本事業は、公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下「財団」という。）と次の柔道整復師関係 3 団体で構成するコンソーシアムで実施することとし、代表機関は財団とし、コンソーシアムの事務局は財団内に設置した。

- ・公益社団法人全国柔道整復学校協会
- ・公益社団法人日本柔道整復師会
- ・一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

(2) 事業の組織構成および委員

本事業は前記の事業目的を達成するため、次のとおりの組織体制で進めることとした。



①柔道整復師養成施設第三者評価モデル事業実施委員会

本年度は2校で第三者評価トライアルを実施する。すでに公表されている「柔道整復師養成分野第三者評価基準」を基に、この2校に自己点検評価書の作成を依頼し、自己点検評価の書面調査、訪問調査、外部評価書の作成、外部評価書の公表を行い、現行の「評価基準」の見直しと、「第三者評価」のやり方に対する改善項目の抽出を行う。モデル事業実施委員会では、第三者評価にあたり、実施のスケジュール、第三者評価のやり方を決めるだけでなく、第三者評価書の妥当性をも検討することを任務とした。

②疑義審査委員会

受審校から「第三者評価報告書（第一次報告書）」に対する疑義が寄せられた場合に開催した。

③外部評価チーム・財務評価

養成校教職員（公益社団法人全国柔道整復学校協会（学校協会））、柔道整復師（公益社団法人日本柔道整復師会（日整））、生涯教育（一般社団法人柔道整復接骨医学会（学会））、大学関係者から一人ずつ外部評価者を選任し、4名からなる外部評価チームを2チーム作り、受審校の第三者評価を実施する。財務に対しては公認会計士に財務評価を依頼し、外部評価書を作成した。

④第三者評価委員会

外部評価チームにより作成された「第三者評価報告書原案」の内容について審査し、第一次評価の確定を行った。

⑤評価基準再検討委員会

昨年度の3校及び本年度2校の外部評価書を基に、柔道整復師養成分野第三者評価基準の見直しを行った。

⑥柔道整復師養成課程の質保証のあり方検討委員会

昨年度の委託事業および今年度の第三者評価のプロセスを通して、今後の柔道整復師養成課程の質保証のあり方を検討した。この委員会には、柔道整復師に関わる学校（学校協会）、職能団体（日整）、この分野の唯一の学会（学会）、国家試験指定機関（公益財団法人柔道整復研修試験財団）および専門学校の評価に詳しい特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研

究機構（以下「評価機構」という。）から委員を得て、本委託事業終了後の柔道整復師養成課程の職業教育としての質保証のシステムについて将来構想を固める。

モデル事業実施委員会をはじめとする委員会、各部会の委員は次のとおりである。

柔道整復師養成施設第三者評価モデル事業実施委員会（５名）

福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
萩原 正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
山口 登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 評議員
関口 正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事

※ 委員長は福島統氏が就任

第三者評価委員会（３名）

福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
山口 登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 評議員

外部評価チーム A校（４名）

櫻田 裕	公益社団法人 宮城県柔道整復師会 会長
細野 昇	呉竹医療専門学校 校長
小山 浩司	東京有明医療大学 准教授
樋口 毅史	日本体育大学 講師

※ 部会長は細野昇氏が就任

外部評価チーム B校（４名）

森川 伸治	公益社団法人 日本柔道整復師会 理事・広報部長
清水 尚道	森ノ宮医療学園専門学校 理事長・校長
船戸 嘉忠	米田柔整専門学校 副校長
吉川 徹	森ノ宮医療学園専門学校 副校長 (森ノ宮医療大学 非常勤講師)

※ 部会長は清水尚道氏が就任

評価基準再検討委員会（５名）

福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
萩原 正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
山口 登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 評議員
関口 正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事

柔道整復師養成課程の質保証のあり方検討委員会（５名）

福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
萩原 正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
山口 登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 評議員
関口 正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事

財務評価

小澁 高清	小澁公認会計士・税理士事務所
-------	----------------

疑義審査委員会（３名）

疑義が提出された一校に対し、財団代表理事、学校協会副会長、接骨医学会評議員の３名で行った。

(3) 事務局

事務局は各委員会・部会の運営、専門学校・関係団体との連絡および会計処理、その他の業務を担当した。事務局員は公益財団法人柔道整復研修試験財団から従事した。

植田 正孝	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 事務局長
高埜 宗平	同上 総務部長
綱川 ルリ子	同上 総務部員

3 スケジュール

この第三者評価モデル事業は、次頁図のとおり実施した。モデル校や評価委員の人選、日程調整などを行い、評価部会や委員会等を開催した。

4 事業の成果物

(1) 出版物

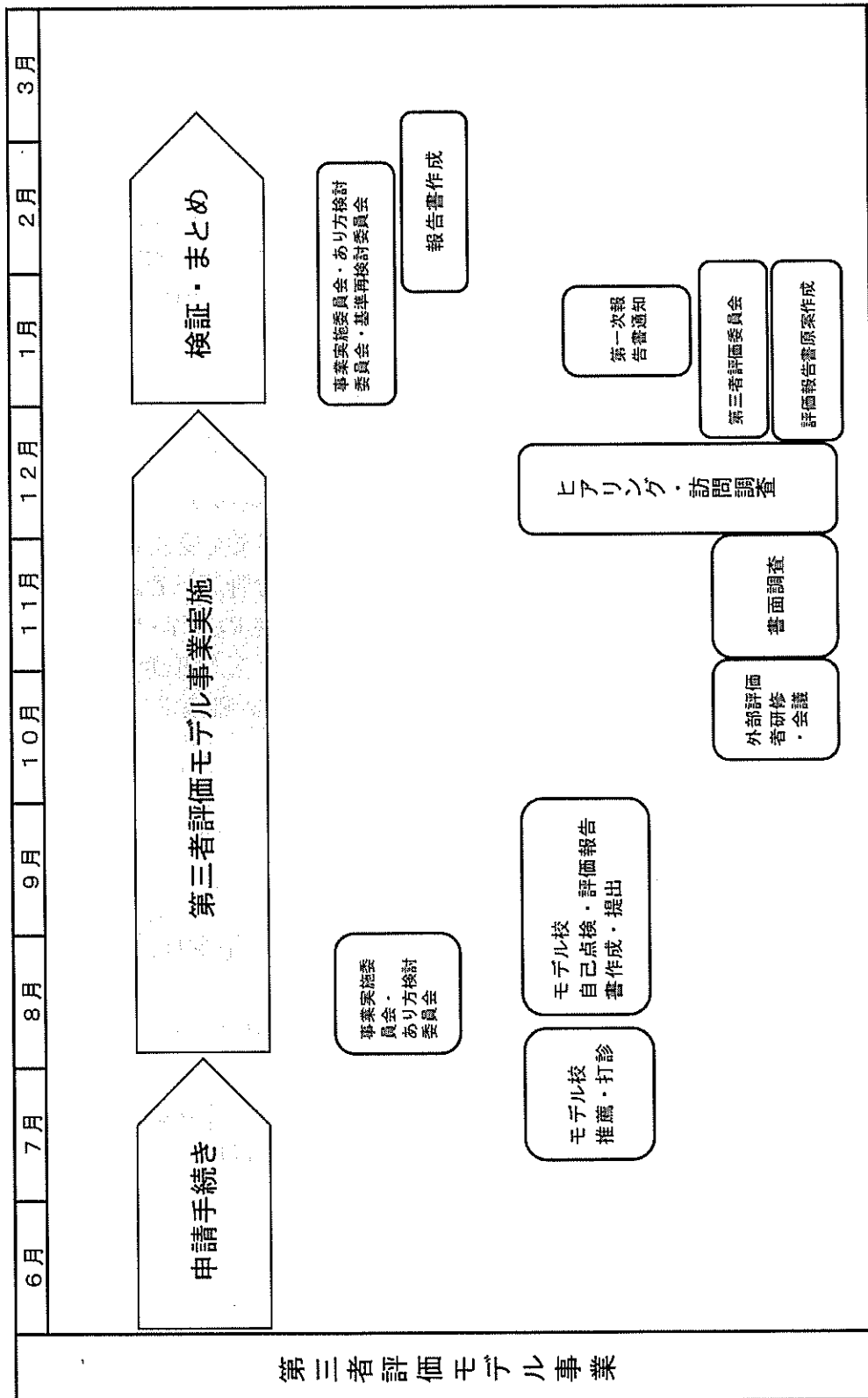
この事業の取組経過を報告し、柔道整復師養成施設における第三者評価の普及を図るとともに、機関別評価と分野別評価を機能分化し、今後の職業教育分野における第三者評価システムのあり方を検討する資料として、「事業成果報告書」を作成した。

本事業成果報告書は、柔道整復師養成施設である専修学校・大学だけではなく、各都道府県の業界団体・行政の窓口にも配付し、第三者評価の意義と必要性・重要性を広く周知する。

(2) 発行部数

1,000 部

平成28年度事業実施スケジュール



第三者評価モデル事業

第2章 柔道整復師養成施設における第三者評価モデル事業の実施

1 第三者評価モデル事業実施計画

平成28年度に実施する第三者評価事業については、昨年度、評価機構が行った「柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計事業成果報告書」に基づいて実施するよう努めた。

2 モデル事業に適用する第三者評価システム

昨年度は評価機構が代表機関として第三者評価モデル事業を行ったが、本年度は当財団が代表機関として第三者評価モデル事業を受託した。本年度は評価機構が平成26年度に作成した「柔道整復師養成分野第三者評価モデル実施のための第三者評価システムの概要」の規程および関連の規程・様式等をもとにモデル事業を行い、評価基準は「柔道整復師養成分野 第三者評価基準項目チェックリスト Ver.10」と「柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案 Ver.2.0)」をもとに評価を行った。

(1) 第三者評価の目的と基本方針

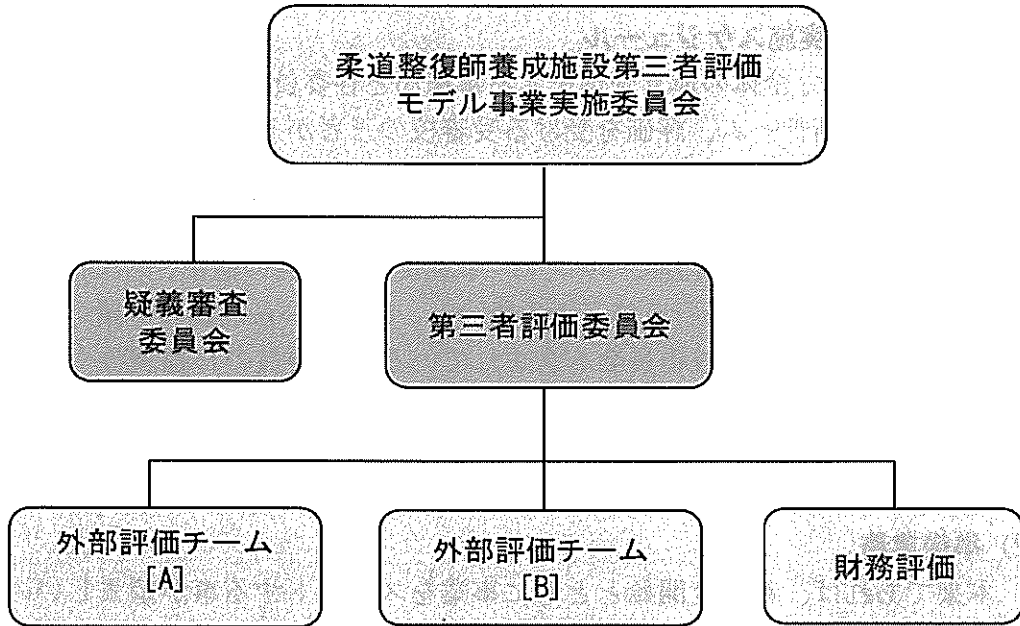
① 第三者評価事業の目的

- ・柔道整復師養成施設の教育の質・内容の向上
- ・柔道整復師養成施設における、第三者評価の必要性の周知
- ・第三者評価システムの改善の方策の抽出
- ・柔道整復師養成分野での今後の質保証の体制づくり

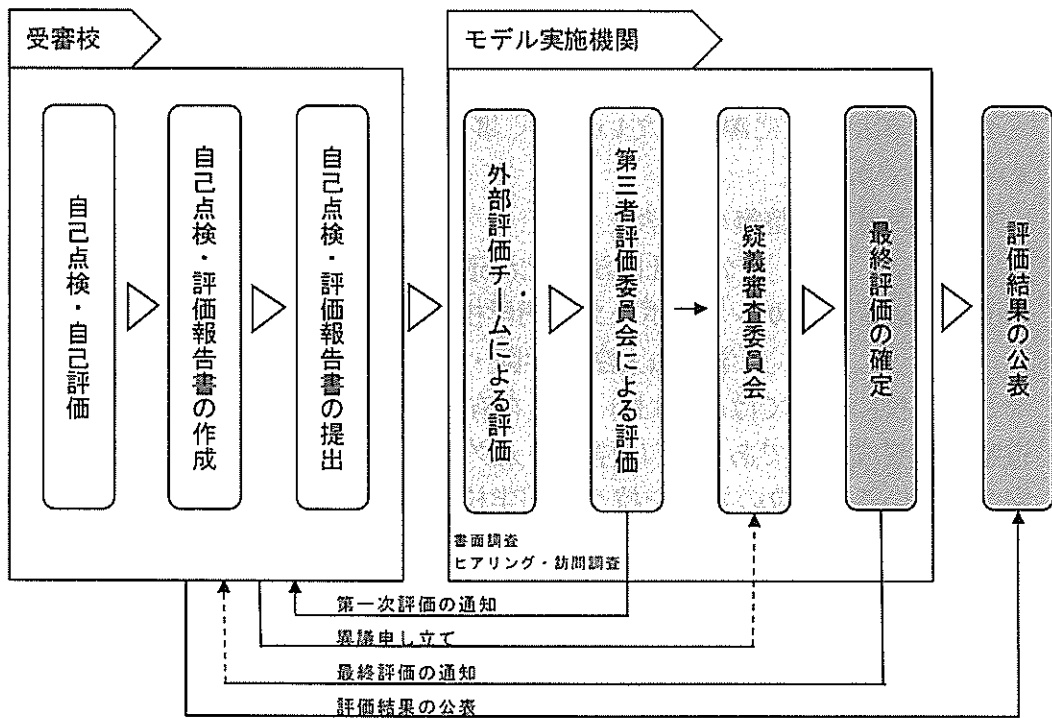
② 第三者評価の基本方針

- ・「柔道整復師養成分野第三者評価基準」に基づく評価
- ・自己点検・評価報告書に基づき、かつ、参照資料として提出された資料を重視する評価
- ・関連業界と協力した評価
- ・透明性・公開性の高い評価

(2) 評価の実施体制



(3) 評価業務のステップ



3 モデル事業の実施状況

(1) モデル事業実施スケジュール

モデル事業は、全体の運営管理をする事務局と各委員会、外部評価業務を実施する外部評価チーム、評価を受ける受審校の三者がそれぞれの役割を担って進めることになる。その各々のステップにおける関わりについては、次頁の作業工程表の図の通りである。

この作業工程表の委員会については、事業実施委員会の他に、第三者評価報告書の一次評価・確定を行う第三者委員会と、受審校から疑義の申請があった場合に開かれる疑義審査委員会も含まれている。各委員の日程調整や受審校との連絡等は事務局が行った。

以下は、この図に示した取組内容を具体的に説明する。

(2) 準備業務

本来であれば、新年度開始とともに事業をスタートする事が望ましいのであるが、文部科学省からの受託事業という事もあり、実際には受託契約が結ばれた8月からスタートする事となった。そこから、昨年度のモデル事業実施スケジュールを参考に準備業務を行った。

① 評価受審校の選定および事業説明

第三者評価モデル事業は職業実践専門課程を設置している専門学校を対象とするものであり、本年度は2校で第三者評価トライアルを実施する事となった。モデル事業に参画していただく事になった学校の名称とその特徴は次のとおりである。

ア 北海道柔道整復専門学校

(公益社団法人北海道柔道整復師会附属・北海道札幌市)

イ 東京メディカル・スポーツ専門学校

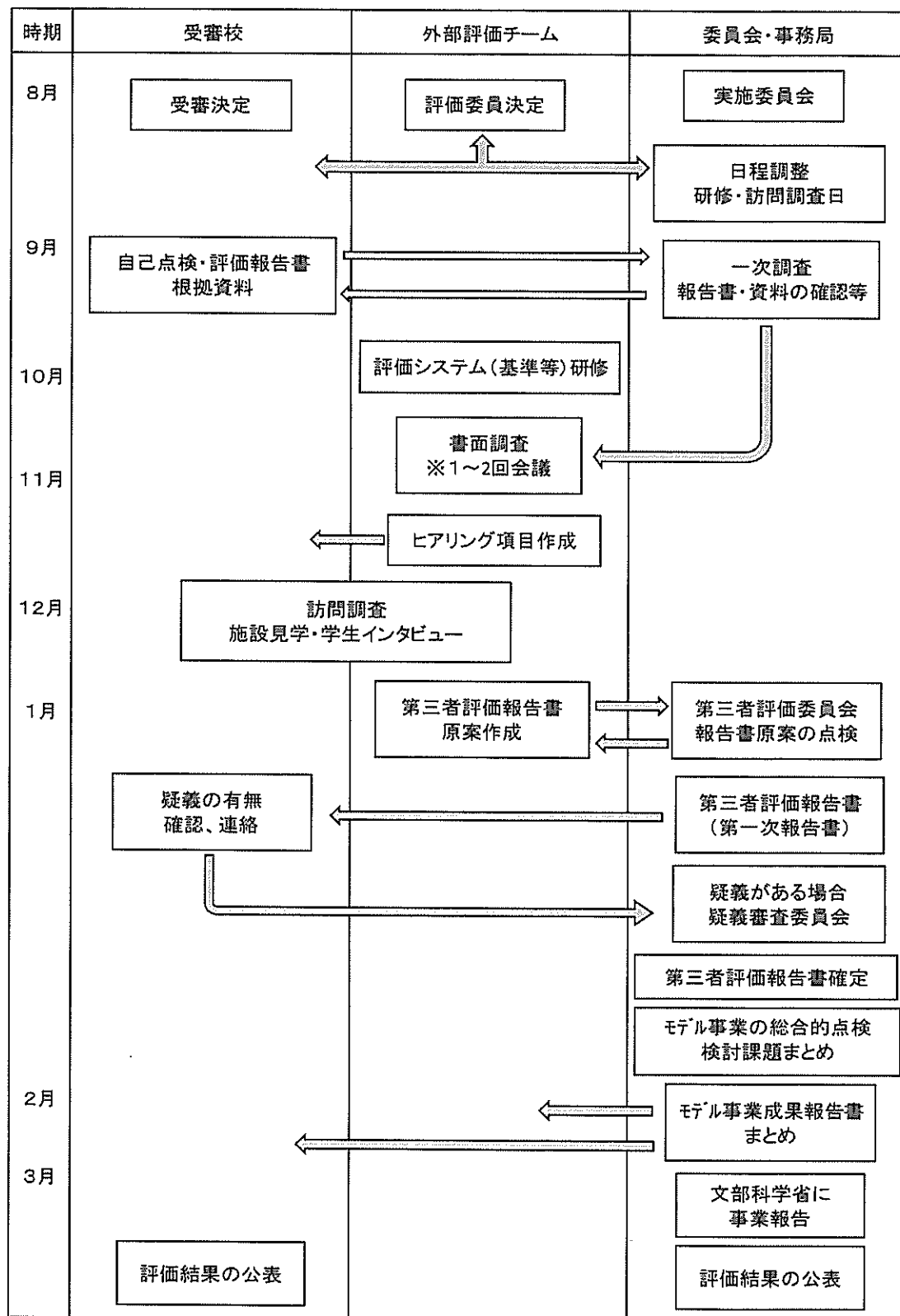
(学校法人滋慶学園・東京都江戸川区)

この2校については、アは長い歴史を有している公益社団法人が経営する柔道整復師養成施設であり、イは学校法人グループで統一した経営方針により運営されている、複数の学科を持つ専門学校である。それぞれ異なる特徴がある学校で評価を行う事とした。

受審校には8月に「自己点検・評価報告書」の記載と提出資料の依頼を行い、9月末までに提出をお願いした。

《作業工程表》

平成28年度作業実施スケジュール



② 外部評価委員の人選

外部評価委員は柔道整復師関係から2チーム6名、大学関係者が2チーム2名の委員を選任する必要がある。学校協会、日整、学会といった協力団体に依頼をし、協力団体の指名・推薦により外部評価委員を決定した。

その他財務評価担当として、公認会計士に委員を依頼した。

(3) 第1回第三者評価モデル事業実施委員会（平成28年8月25日）

事業の開始にあたって、次の内容で会議を行った。

①事業計画の説明と確認

②事業推進体制（モデル事業実施委員会、第三者評価委員会、評価基準再検討委員会、第三者評価あり方検討会）の決定

③第三者評価受審校の決定

公益社団法人北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校および、学校法人滋慶学園東京メディカル・スポーツ専門学校の2校に決定した。

④受審校への「自己点検・評価報告書」作成依頼について

⑤外部評価チームの人選の方向性の決定

- ・学校協会、日整、学会に、「東北・関東エリアと名古屋から西エリアの候補者を1名ずつ」推薦依頼する。

- ・大学関係者については、委員長と山口委員に一任することとした。

⑥公認会計士の人選

公認会計士については、柔道整復師養成部門における学校財務の観点から小澁氏に依頼する。依頼に当たっては評価機構の行う勉強会が用意されていることを説明する。

⑦各委員会の開催スケジュールの決定

(4) 第1回柔道整復師養成課程の質保証のあり方検討委員会

（平成28年8月25日）

第三者評価モデル事業実施委員会の後、今後の柔道整復師養成課程の質保証のあり方検討の方向性について意見交換を行った。

- ・昨年度トライアル3校と今年度2校の第三者評価結果をふまえ、評価結果の記載法についてさらに検討していく。
- ・柔道整復ではOT・PTなど他分野と異なり、第三者評価が「記載式」となっている。他分野での「段階式」評価との比較をさらに検討していく。
- ・学修成果を重要な評価の観点として第三者評価を行っている。学校での教育の成果の現れとして、卒業生の活躍（社会貢献）も学校教育の成果としてとらえていく必要がある。

- ・機関別評価の中に分野別を取り込むのならば、卒後をにらんだ要素を考えても良い。その結果、学修成果に広がりが出てくるのではないか。
- ・医学教育の分野では、学修成果を卒前、卒後を通しての方向目標と考えている。卒後につながる学修成果として柔道整復分野では、医療人としての人間性、臨床研修や生涯学習での能力開発も念頭におくべきである。

(5) モデル評価事業協定書の締結（平成 28 年 8 月 25 日）

モデル事業を円滑に遂行するため、事務局とモデル校との間で、主として業務分担と費用負担に関する協定書を締結した。

(6) 外部評価者研修会（平成 28 年 10 月 23 日・28 日）

モデル事業実施に向け、外部評価委員を対象に評価システムや評価基準の理解を深めると共に、具体的な評価方法を習得することを目的に、各回 6 時間にわたり次のような内容で研修会を行った。

講師は特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構のスタッフでもある、早稲田速記医療福祉専門学校の高橋稔先生にお願いした。



- ①研修の趣旨と予定説明・メンバー紹介
- ②柔道整復師養成分野の第三者評価の進め方と基準の理解
 - ・ 第三者評価の考え方、評価業務の進め方
 - ・ 評価部会における評価業務の流れ
 - ・ 第三者評価基準の構成と考え方
- ③第三者評価基準要求事項の理解
- ④分野別評価項目の理解と評価の考え方
- ⑤第三者評価の確認と評価の手順を説明
- ⑥参考事例による演習
- ⑦質疑応答、まとめ



この研修により、第三者評価システムとは何か、その目的は、など詳細かつ適切な説明を受け、各評価委員の理解が深まった。また、参考事例による演習は特に好評であり、もっと事例を増やして欲しいとの要望も出された。

(7) 外部評価チームにおける調査（書面調査）

（平成 28 年 11 月 12 日～平成 29 年 1 月 12 日。この日付は 2 部会の開始から終了日である。）

9 月末までに各モデル校から「自己点検・評価報告書」および参照資料集が事務局に提出された。

事務局で点検し、書類の不備などの有無を確認したうえで、各外部評価チームの委員に 1 部ずつ送付し、部会開催前にあらかじめ目を通していただいた。

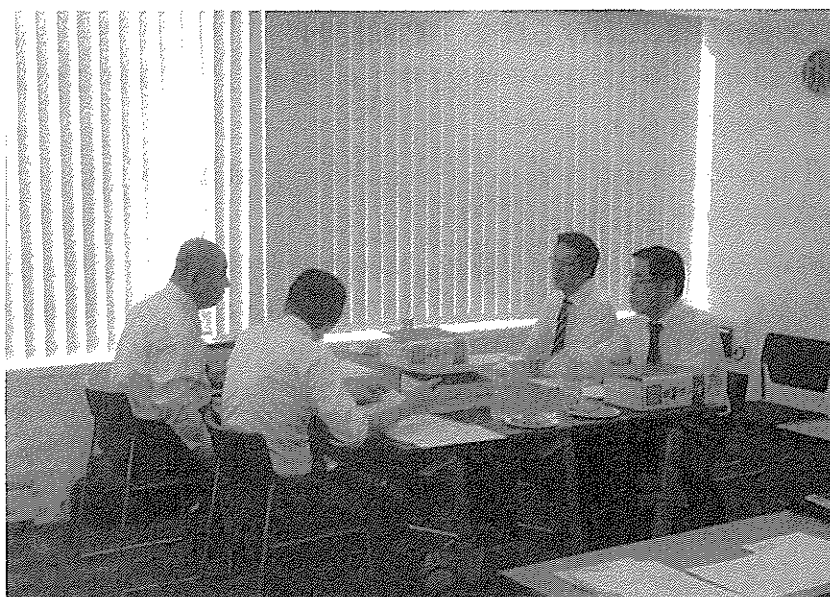
部会における審査は、書面調査 2 回、ヒアリング・訪問調査 1 回、第三者評価報告書の原案作成 1 回で、計 4 回の調査を行った。

1 回目の書面調査では、モデル校から提出された「自己点検・評価報告書」を基に、中項目で求めている事項について適合しているか、その証拠資料があるかをチェックし、審議を行った。書面調査を円滑に進めるため、「評価シート」を事前に配布し、各委員の評価の観点を揃えるように工夫をした。審議中には、業界側委員からの疑問に対し、学校関係委員が丁寧に答える、あるいは逆に実際の施術所における柔道整復師の様子が紹介されるなど、良い雰囲気の中で作業が進められた。

文書上で不明確な点、追加資料が必要なものについては訪問調査時に確認することとした。書面調査の審議内容を基に「書面調査まとめ」「訪問調査・ヒアリングシート（案）」を事務局で作成した。

2 回目の書面調査では、1 回目の書面調査で終わらなかった小項目との適合についての審議の続きや「訪問調査・ヒアリングシート（案）」の内容についての確認、学校訪問時に行う学生インタビュー項目の検討を行った。





(8) 外部評価チームにおける調査（ヒアリング・訪問調査）

（平成 28 年 12 月 5 日～12 月 7 日）

書面調査の過程で「自己点検・評価報告書」の記述内容が不明確で、参照資料においても確認できない場合は、評価対象となっているモデル校に直接確認することとなる。事前に「訪問調査・ヒアリングシート」をモデル校に送付し、学校訪問時に回答、資料を見せてもらうよう依頼のうえ、ヒアリング・訪問調査を実施した。

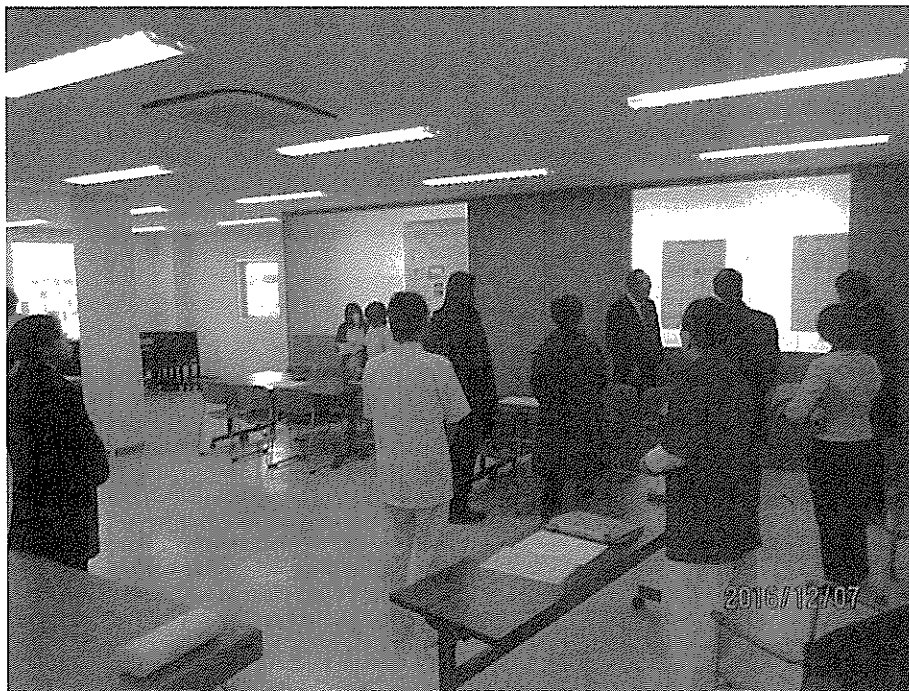


ヒアリング・訪問調査では次のような内容で行った。

- ・開会（評価委員紹介、学校側出席者紹介、評価部会長挨拶、調査の進め方）
- ・学校概要説明
- ・ヒアリング調査および追加資料の確認
- ・学生インタビュー
- ・施設・設備見学
- ・閉会

ヒアリング・訪問調査では「訪問調査・ヒアリングシート」を基に、各担当に質疑応答を行い、実証する資料の確認を行った。学校側からは、学校長をはじめ学科長などの主な教職員にご出席いただき、一つ一つの項目に適切に説明していただいた。その中で更なる資料の要望も行われたが、学校側には快く対応をしていただいた。

また、学内の教室・実習施設その他の教育施設を視察し、「自己点検・評価報告書」に記述された事柄について実際に確認を行った。各校ともに特徴ある施設があり、実際に利用中の学生や教員にも話を聞くことができた。



学生インタビューについては、各学年から2名、出来れば昼間部、夜間部から合計6名を選んでいただくよう学校にお願いしたが、結果として東京メディカル・スポーツ専門学校は午前部、午後部それぞれ各学年1名ず

つ、計6名の学生にインタビューを行い、北海道柔道専門学校は、夜間部の学生は仕事の関係で参加が難しいとの事で、昼間部の各学年男女1名ずつ計6名の学生にインタビューを行った。

選ばれた学生には、あらかじめインタビュー項目をアンケートとして記入してもらい、それを参考にしながら約1時間のインタビューを行った。

インタビューの内容は、柔道整復師を目指した理由、学校選択の理由、授業や実習についての意見、学習環境についての現状や要望、卒業後の進路等について答えてもらった。学生インタビューは、学生の生の声を聞く

ことができ、
資料には現れない実際の学生生活の中で、困った事や、良かった事などを知ることができ、大変有意義であった。



(9) 評価担当部会用・評価シートの作成

(平成 28 年 12 月 8 日～12 月 21 日)

書面調査とヒアリング・訪問調査を終え、その結果を「第三者評価報告書」に取りまとめるため、外部評価チームの各委員に評価基準の中項目に関する評価コメントを作成していただいた。

この評価コメントを事務局で取りまとめ、「評価担当部会用・評価シート」を作成した。(ただし、基準 8 の財務については会計士が評価を行うため、この時点ではまだ評価は入っていない。)

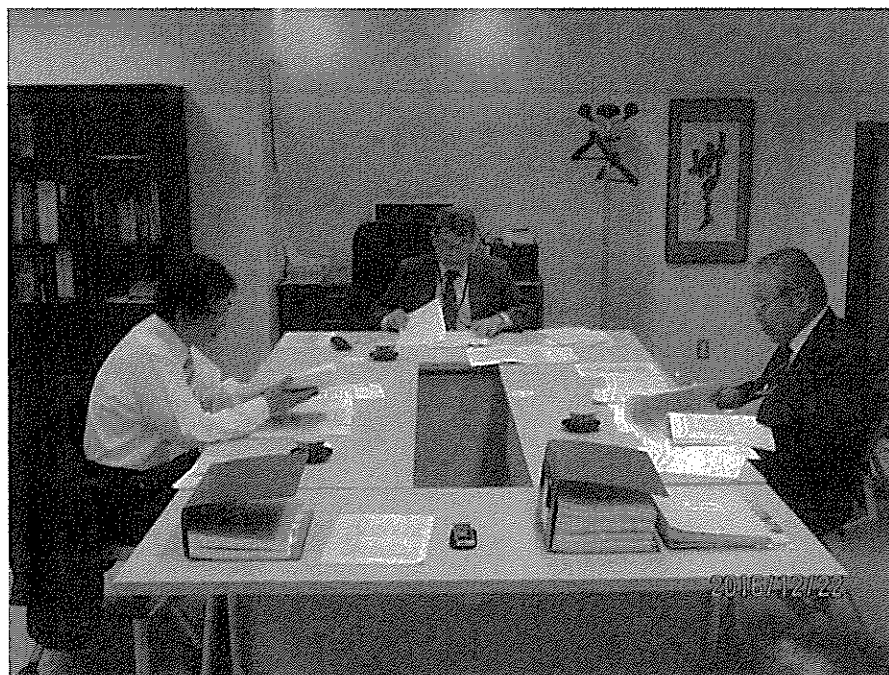
(10) 第 1 回第三者評価委員会における審査 (平成 28 年 12 月 22 日)

この第三者評価委員会では、事務局で取りまとめた「評価担当部会用・評価シート」について審査をした。

審査の内容としては、評価基準の適合性、コメントの内容等について討議が行われた。

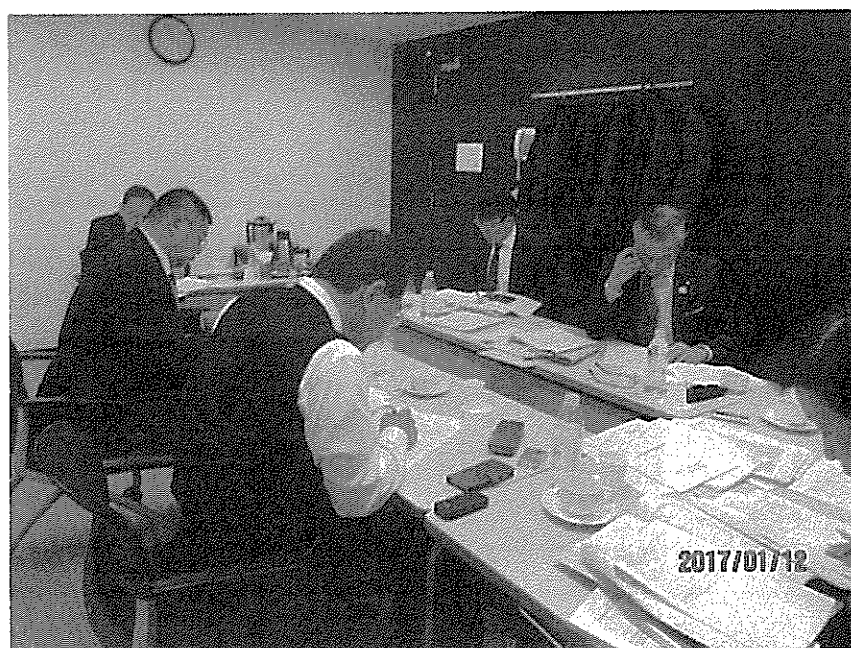
この委員会で、「第三者評価報告書 (第一次報告書)」の中項目の評価結果が確定された。(基準 8 の財務を除く。)

確定した中項目の評価と「自己点検・評価報告書」を基に、事務局で総評の記述についてまとめ「第三者評価報告書 (素案)」を作成した。



(11) 外部評価チームによる報告書作成会議（平成 29 年 1 月 11 日・12 日）

会議では第三者評価委員会で確定した中項目の評価について報告し、この後「第三者評価報告書（素案）」をたたき台として、総評についての審議が行われた。この会議では評価内容のバランス、評価表現の調整等を行った。また、すでに中項目の評価は確定していたが、外部評価委員より追加事項等の意見が出され、第三者評価委員会で再度検討してもらう事とした。



(12) 第2回第三者評価委員会における審査（平成29年1月13日）

外部評価チームによる報告書作成会議で審議された内容に、公認会計士より提出された財務についての評価内容を加え、「第三者評価報告（案）」を事務局にて作成した。

この「第三者評価報告書（案）」の内容の確認・審査を行っていただき、モデル校の「第三者評価報告書（第一次報告書）」が確定した。

(13) モデル校への第一次報告書の通知（平成29年1月17日）

「第三者評価報告書（第一次報告書）」をモデル校に送付し、この内容に異議がある場合には1月27日（金）までに異議申し立てを行うよう通知した。

(14) 疑義審査委員会

1校より疑義申し立てがあり、審議を行った。

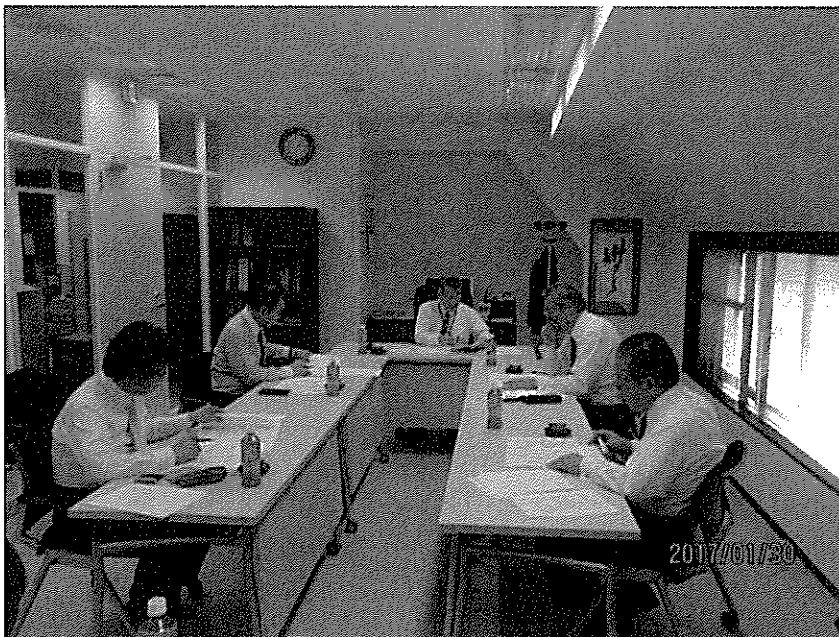
(15) 第2回モデル事業実施委員会の開催

**第2回柔道整復師養成課程の質保証のあり方検討委員会
評価基準再検討委員会**

（平成29年1月30日）

事業成果報告書の骨子を固めるため、上記の3委員会を合同で開催した。この合同委員会では、第三者評価報告書の確定と、今回の第三者評価モデル事業の遂行についての問題点や意見、モデル事業全体についての検

証を行い、委員会で討議した。その内容については次項の「4 モデル事業の検証」において記載する。



・ 第三者評価報告書の確定について

各専門学校に通知した第三者評価報告書（第一次報告書）に対しては、北海道柔道整復専門学校からは疑義申請はなかった。東京メディカル・スポーツ専門学校については、表現の部分で訂正等の要望はあったが、異議申し立ては無く、修正を行ったうえで第三者評価報告書は確定した。

4 モデル事業の検証

(1) 第三者評価システムに関する検証

① 評価システムの基本的問題について

- ・ 複数の学科を持つ学校、柔道整復学科のみの学校、そして社団立の学校やグループ内に複数の学校を持つ法人など、柔道整復師養成施設の設置母体が多様であり、設置母体の第三者評価と「柔道整復師教育」という分野別の評価では主眼点が異なる。

⇒ 第三者評価者の構成も機関別と分野別では異なるので、「機関別評価」と「分野別評価」の目的を再確認し、「分野別評価」は教育の質向上を行うものとして、設置母体の検証や学科の設置基準という行政的専門分野から切り離すべきである。

- ・ 本来の第三者評価というのは学校法人、学校全体が評価されるものであり、その学校内で持っている複数の学科それぞれが評価を受ける必要がある。

⇒ 評価機構が各専門学科について専門団体に委託をし、その専門団体が分野別評価を行い評価機構に報告する。評価機構は管理運営、財務、法令遵守といった機関別の評価と専門団体に委託した分野別評価の結果を束ねて第三者評価とすべきである。「認定」とするといった場合も評価機構が出すべきである。

- ・ 教育の質改善で見た場合、1度の分野別評価では「適合」「不適合」といった判断はできない。

⇒ 1度の評価では改善すべき点を学校に認識してもらう事はできるが、その後改善されたかが分からない。5年サイクル位で分野別評価を行うようにして、中間期に「改善報告書」を出させ、5年後に改善されているかの確認のために2回目の分野別評価を行い、そこで「適合」「不適合」と判断する事が望ましい。改善傾向がない場合には設置認可責任者（文部科学省、厚生労働省、各都道府県）に報告する事も必要である。

② 評価委員について

- ・昨年度のトライアルでは財務専門家、機関別評価専門家が入っており、今年度も財務専門家が入っていた。

⇒分野別評価を行う場合には、その学校の教育の質向上だけが目的なので、学校の経営については関係がない。外部評価者は学校関係者と職能団体関係者に限って評価をしていくという事を検討していく必要がある。

- ・今後も第三者評価を続ける場合には評価者の養成が必要である。

⇒提出された自己点検・評価報告書および資料の具体的な見方の研修が必要であり、年数回の研修会を開催し、外部評価委員の候補者を増やしていくという活動が必要になってくる。

③ 評価業務について

- ・学校全体についての報告書になっており、柔道整復科以外の記述が見受けられた。

⇒受審校への事務局側からの説明不足もあり、他学科の事が記載されていて、柔道整復科での事なのかどうか分からないといった事があった。受審校には柔道整復科の分野別評価についての自己点検・評価報告書である事を理解してもらえるように説明する事が重要である。

(2) 評価基準に関する検証

① 評価基準・評価判断について

- ・評価基準について、柔道整復師養成に特化した項目が少なく、学校全体の評価になっている。

⇒参照資料の例示が載っている「柔道整復師養成分野 第三者評価基準項目チェックリスト Ver. 1.0」(チェックリスト)を中心に評価を行った為、柔道整復師養成に特化した項目が少なく、機関別評価の部分が多く入ってしまった。「柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案 Ver. 2.0)」の方がより柔道整復師の教育という所が強調されている。本来はこちらの基準を基にすべきであったが、受審校、評価者への周知ができていなかったため、十分に活用できなかった。今後はこちらの活用も含め、チェックリストの項目の入れ替えや削除が必要である。

② 外部評価委員からの評価項目についての意見

- ・財務や学校運営に関する評価項目について、分野別評価に必要なか。

⇒評価システムの基本的問題でも述べたが、「機関別評価」と「分野別評価」は分けて評価する体制を構築すべきなので、管理運営、財務、法令遵守といった項目はチェックリストから削除すべきである。

- ・ 実習・演習・インターンシップ等の項目は柔道整復師養成には合わないのではないかな。

⇒学生が企業に研修に行けば、それはインターンシップになるので、評価項目としては必要である。

- ・ チェック項目が細か過ぎるのではないかな。

⇒分野別評価として項目の整理は必要であるが、ある程度項目が細かい方が自己点検・評価報告書を作成する側（受審校）は作成し易いし、評価する側も楽ではある。

- ・ 現在の評価項目以外に分野別で評価したい事はあるかな。

⇒どのようなアウトカムを想定しているかな。そのためのカリキュラムなので、学校独自のカリキュラム等、自由記載できる項目があると良い。また、職業人としての人間性、生涯学習での能力開発といった部分をもっと大事にするべきである。

③ 大・中・小・チェック項目の移動について

- ・ 中項目 3-8「免許・資格取得の指導体制」について

⇒中項目 4-10「免許・資格の取得率」にまとめた方が良い。

- ・ 中項目 4-12「卒業生の社会的評価」の小項目 29「社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるかな」について

⇒中項目 5-18「卒業生・社会人」に移動し、卒業生・社会人の項目としてまとめた方が良い。

- ・ 中項目 5-17「保護者との連携」のチェック項目 167「緊急時の連絡体制を確保しているかな」について

⇒保護者との連携ではなく、中項目 6-22「防災・安全管理」の小項目 46「学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているかな」に移動した方が良い。

- ・中項目 5-18「卒業生・社会人」のチェック項目 174「社会人経験者の入学に際し、入学前の履修に関する取扱いを学則等に定め、適切に認定しているか」について

⇒現在、小項目 40「産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか」に入っているが、小項目 41「社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか」に移動し、社会人の項目としてまとめた方が良い。

- ・中項目 6-20「施設・設備等」チェック項目、185「卒業生に施設・設備を提供しているか」について

⇒中項目 5-18「卒業生・社会人」の中項目 39「卒業生への支援体制を整備しているか」へ移動した方が良い。

- ・中項目 7-25「入学選考」のチェック項目 224「財務等の計画数値と応募者数の予測値等との整合性を図っているか」について

⇒財務関連の項目のため、中項目 8-28「財務基盤」の小項目 54「学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか」に移動した方が良い。

④ 参照資料について

○「教育理念・目的・育成人材像」のチェック項目について

- ・「理念等を学生・保護者、関連企業等に周知しているか」の参照資料

⇒参照資料では「学校ホームページ等広報資料」としか記載がないが、学生・保護者の周知では「学校だより」等の配布物で理念等を周知している場合が想定されるので、そういったものも入れた方が良い。

- ・「理念等を社会等の要請に適格に対応させるため、適宜、見直しを行っているか」の参照資料

⇒参照資料に記載がないが、実際に見直しを行った議事録等が必要である（学校運営委員会 議事録等）。

- ・「専任・兼任（非常勤）にかかわらず教員採用において関連業界等からの協力を得ているか」の参照資料

⇒関連業界等への周知用文書等の他に、教員の実務経験がわかる資料があると良い。

○学校運営のチェック項目について

- ・「学校の組織運営に携わる事務職員の意欲及び資質向上への取組を行っているか」の参照資料
⇒参照資料の記載がないが、事務職員が各種研修へ参加した参加記録や出張記録が該当する。

○教育活動のチェック項目について

- ・「免許取得の意義及び取得指導・支援体制を明確にしているか」の資料が「到達レベル達成のための教育方法等説明資料」とあり、「免許取得の指導・支援体制を整備しているか」の資料が「免許取得の意義・目標等を明記した文書」となっているが、逆ではないか。
⇒訂正する。

- ・「修了にかかる授業時間数・単位数を明示しているか」の参照資料
⇒参照資料の記載がないが、確認できる資料が必要である。（シラバス、規程等）

○学生支援のチェック項目について

- ・「大規模災害発生時及び家計急変時等に対応する支援制度を整備しているか」の参照資料
⇒参照資料に記載がないが、整備している場合には支援制度の案内資料や実績といった資料が必要である。

○教育環境のチェック項目について

- ・「卒業生・保護者・関連業界等、また学生の就職先等に行事の案内をしているか」の参照資料
⇒参照資料に記載がないが、実際の案内資料や、同窓会等で行っている場合には同窓会資料があると良い。

○学生の募集と受入れのチェック項目について

- ・「体験入学、オープンキャンパスなどの実施において、多くの参加機会の提供や実施内容の工夫など行っているか」の参照資料
⇒参照資料には「参加者に対するアンケート」しか記載がないが、実施記録やホームページ等の実施案内等も資料として適切である。

(3) その他の実務上の課題に関する検証

- ・評価項目と資料との突合せの際に、適切な資料なのか、この資料で評価していいのかといった事があり、非常に難しかった。

⇒まだ、定型的に評価項目と付随する資料との関係性が不十分である。

チェックリストに記載してある参照資料の例示について、記載方法等も含めて検討が必要である。

(4) 評価スケジュール

本年度は、文部科学省の委託事業として財団が評価機構の主管事業を引継いだこと等の事情により、事業の開始～終了までの期間に制約があり、かなりタイトなスケジュールとなった。そのため受審校側、評価者側の双方が十分な検討時間を持つことができず、未消化な部分が残った。

次年度以降も第三者評価委託事業が継続される場合は、受審校や評価委員の人選・委員会等の日程などを事前に打診するなどして、できるだけ早く実作業が開始できるように工夫することが重要である。

(5) 検証結果のまとめ

昨年度3校と今年度2校の第三者評価を通して、現在の「柔道整復師養成分野 第三者評価基準項目チェックリスト Ver. 1.0」での評価は、柔道整復の学科を通じて学校全体を評価するという観点では良いが、柔道整復の教育の質向上を目的とするならば別の観点が必要であるという事が分かった。柔道整復師養成施設の設置母体は多様であり、設置母体の第三者評価と柔道整復師教育という分野別の第三者評価では主眼が異なるため、「分野別評価」と「機関別評価」をはっきり分けて評価する体制が必要である。

今後の事業を継続するにあたり、課題として挙げた主な項目については「第3章 分野別第三者評価システムの概念設計」にて説明する。

第3章 分野別第三者評価システムの概念設計（提言）

平成 27 年度 3 校、平成 28 年度 2 校の第三者評価を行った結果、柔道整復師養成施設と一口に言っても、多くの専門学校等をグループ内に持つ法人や単独校という設置母体の違い、また柔道整復師養成科のみの単科校もあれば複数科設置校と様々な形態があり、一律の基準で評価することは大変困難であることを実感した。

また、教育の質の評価として、現実に行われている「今」の教育を否定することはできない。そして、評価を点数化して何点以上は合格、それ以下は不合格とする評価方法は「質の評価」にはそぐわないと考える。すなわち各学校・学科ごとに教育目標や方法は異なるものであり、各校の独自性を生かせるような評価が望ましい。問題がある、あるいは不足ということならば、その改善を促す方向で評価すべきである。

このような観点から、今後の第三者評価のあり方について検討を重ね、次のような評価システムの構築を提言するものである。

1 評価方法

第三者評価は 1 回行えば良いというものではなく、一定の周期で繰り返し行っていくものである。現在トライアルとして第 1 回目の評価を行ったわけであるが、この 1 回で「適合」、「不適合」とするのではなく、初回は大きな問題点があるかないか、大きな問題点がなければ次回までに「改善を期待」し、大きな問題がある場合は「改善すべき点」として、改善の中間報告を求める。つまり、初回は問題点を指摘し、その問題点を受審校に納得してもらい、改善に向けた取り組みを促すものである。

その後、次回の第三者評価で改善がされていれば、ここで「適合」の認定を受ける。この時に新たに大きな問題点があれば、「改善すべき点」として中間報告を求める流れとする。

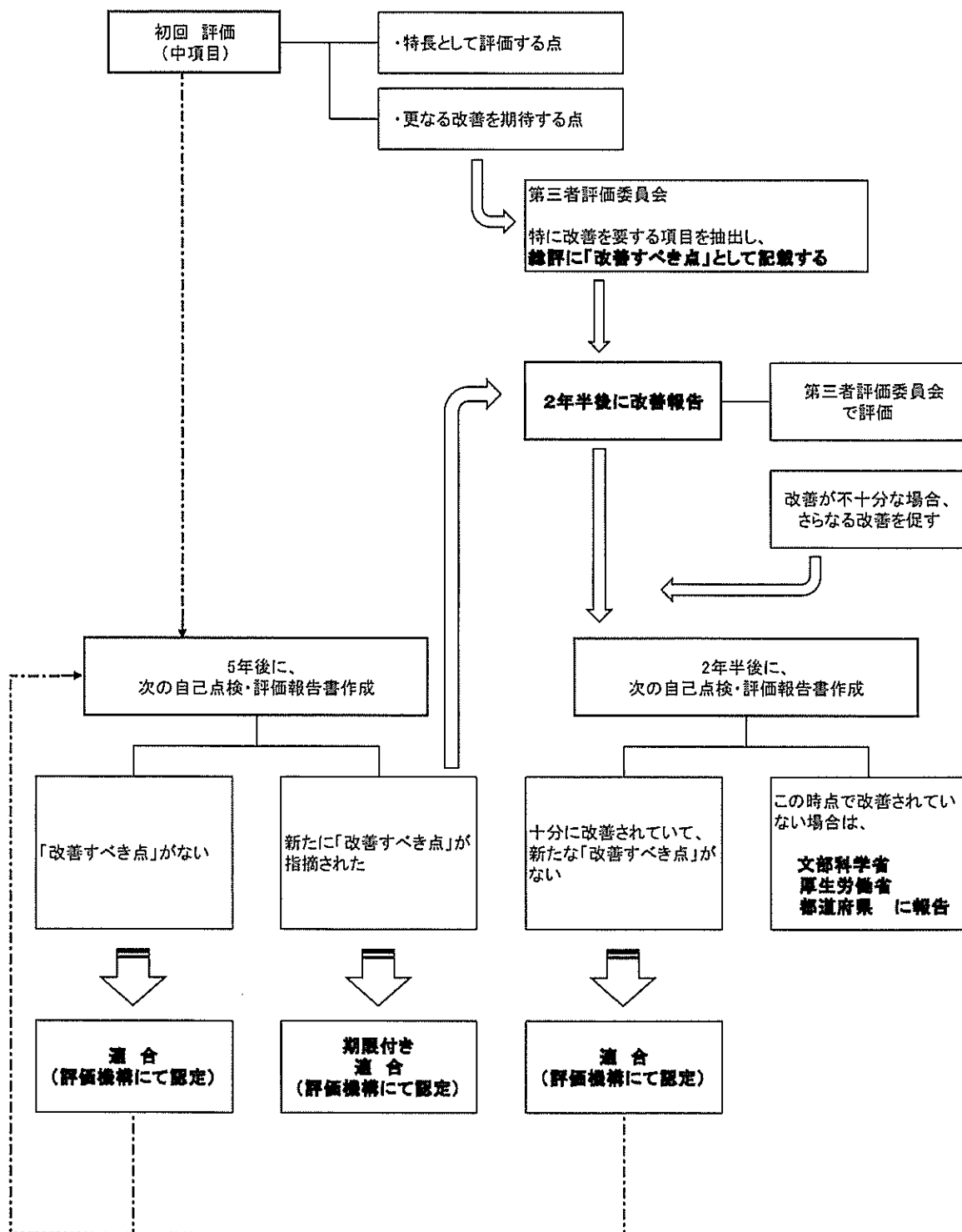
前回受審時に、中間報告を求められた点が十分に改善されていない場合は、大いに問題ありとして、行政窓口（文部科学省、厚生労働省、各都道府県）に通知する。

このように一定の周期で繰り返すことによって、つまり P D C A サイクルを回すことで、大きくあるいは少しずつでも教育の質の改善を進めていくことが重要である。

《評価方法の概念図》

※ 評価サイクルを5年として、改善報告時期を中間に設けた

※ 「適合」か否かは、2度目以降の第三者評価で判定される



2 評価体制

現行の第三者評価の評価基準は、10の大項目、さらにその中が37の中項目、68の小項目、302のチェック項目に分類されている。これらの評価項目は、学校全体を評価する項目と、柔道整復師を養成するという特定の分野を評価する項目とが混在している。このことから、柔道整復師科のみ設置している単独校であれば問題はないが、それ以外の学校ではどこまでが柔道整復師科としての評価なのかが不明となる項目が多々ある。

このような状況を解決するためには、評価体制として「分野別評価」と「機関別評価」を分けた体制を構築すべきである。そして第三者評価は学校全体が評価されなければならないので、学校内で持っている複数の学科それぞれが分野別の評価を受け、全体をまとめて学校として評価する必要がある。この学校全体をまとめる第三者評価は、評価機構が行うべきと考える。

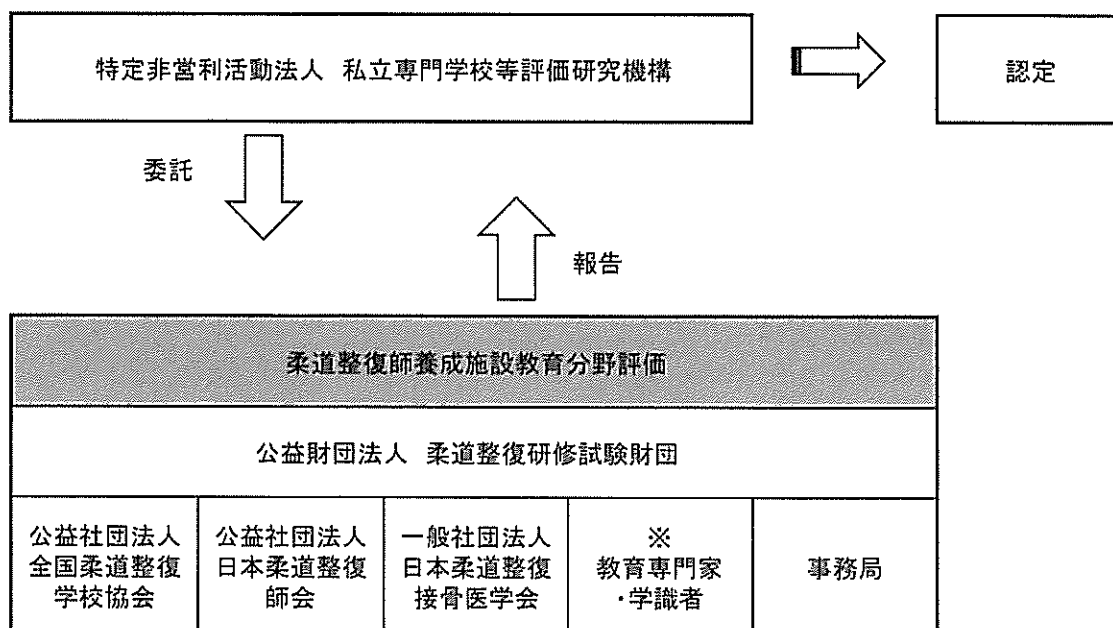
評価機構は機関別評価の柱である、設置基準、職業実践専門課程、法令遵守、学校運営、財務といったところの評価を行い、分野別評価は教育の質向上という観点から、公益財団法人 柔道整復研修試験財団といった専門機関が評価機構から委託を受け、学校関係者と職能団体関係者が評価を行うべきである。教育専門家・学識者は外部評価委員長が必要と認めた場合に加える。

柔道整復師の教育に特化して見るならば、柔道整復師育成のアウトカムやカリキュラム構造といった事をもっと評価できるようにする。この分野別評価の最終報告書を受審校と評価機構に提出する。

評価機構が行った機関別評価と各専門団体が行った分野別評価を合わせて、評価機構が全体的な評価を行い、第三者評価として「認定」をする。

また、この事業を続けるためには、現在のところ任意の活動になるので、文部科学省の補助金が必要である。

《評価体制図》



※ 評価担当部会が必要と認めた場合

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

学校評価(機関別評価)

設置基準

職業実践専門課程

学校運営

財務・法令

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

分野別評価

柔道整復師育成のアウトカム

カリキュラム構造

経費について

文部科学省の委託事業の期間

その後

3 評価者育成

第三者評価事業を継続していく上で重要になってくるのは、評価者の養成である。評価者は、柔道整復師の養成に十分な知識があり、公平・公正な目で見ることが望まれる。そのような評価者を育成することも、本事業の重要な柱である。

(1) 評価者数について

約 100 校ある柔道整復師養成施設を 5 年サイクルで評価する場合を想定し、必要な評価者数について算出した。

〈評価者数の見積もり〉

100 校 / 5 年 = 20 校 (1 年)

1 校 4 名 × 20 校 = 80 名

⇒余裕をもって、1 年で 100 名程度の評価者が必要となる。

(2) 評価者に求める要件

評価者には下記の要件が求められる。

- ・柔道整復師の資格保持者である
- ・柔道整復師養成についての十分な知識・経験がある
- ・養成施設の運営に精通している
- ・関連団体の推薦がある
- ・ある程度評価作業に専念できる時間がつくれる
- ・校長、若しくは教務部長等の職に就いている

(3) 評価部会（第三者評価委員会）

評価報告書の妥当性のチェックや、「改善すべき点」の有無を判断する。そしてその経過報告をチェックするなど、高度な見識が必要である。

- ・評価委員の経験者
- ・学校長（それに準ずる）等の職にあった者が望ましい

(4) 評価者研修

評価者の養成をするための研修が必要である。この研修には評価者予定の方々だけではなく、受審校の担当者にも参加していただき、下記の内容を理解してもらう事を目的とする。

- ・評価全般の知識と流れ、評価基準等を理解する
- ・提出された自己点検・評価報告書および資料の具体的な見方

評価者のレベルを一定に保てるような研修であることが必要で、そのために
も年数回の研修会を開催し、評価委員の候補者を増やす必要がある。

(5) 事務局員の育成

第三者評価事業を行っていくうえで、事務局体制も非常に重要になってくる。
受審校、評価委員、各委員会を繋ぐ事務局機能の強化として、事務局員の育成
が必要である。

- ・ 評価作業全体を理解し、フォローできるだけの知識をもっている
- ・ 提出された自己点検・評価報告書および資料の一次調査ができる
- ・ 20校/1年であれば、3～4名の専従職員が必要である

第4章 まとめ

今年度の事業は、昨年度の第三者評価の単なる継続ではなく、昨年度のトライアル3校を含めた5校での評価基準の見直し、評価体制の在り方（特に、機関別評価と分野別評価の区別）について、学校協会、職能団体、接骨医学会、柔道整復研修試験財団の柔整関係4団体間で協議し、今後の職業教育質保証の体制についての合意形成を目指したものである。

この目標に向けて事業を推進する中で、評価事業のスケジュール調整、受審校・評価者双方が評価システムを理解していることの重要性が明らかになってきた。本年度は文部科学省の受託事業として財団が評価機構の主管事業を引継いだこと等の事情により、事業の開始・終了時期の制限があり、大変厳しいスケジュールとなった。その中でも、関係者のご尽力により、書面調査・ヒアリング項目作成・訪問調査・評価報告書の作成と手順を踏んだ作業が進められた。今後、第三者評価作業を円滑に進めるための標準作業工程表の作成も必要になる。

また昨年度は、受審校および評価者が評価システムの策定に関わっていたことに比べ、本年度は一部の関係者は評価システムを理解していたが、大半の関係者は評価システムの研修から始める必要があった。評価者研修会は開催したが、受審校の関係者への研修は行わなかった。第三者評価システムが普及・定着するためには、受審する側、評価する側がともに、システム全体を等しく理解・把握していることが重要なポイントとなるものとする。評価者育成のためにも、評価システムの研修会は全国の関係者が参加できるように、定期的に繰り返し開催することが必要となる。

このように、本年度の事業を通していくつかの問題点の提示、新評価体制の提言を行うことができた。来年度以降の第三者評価がさらにより適切な、かつ充実した内容となることを期待する。